

# 資料編

## 資料1 策定委員会について

### (1) 策定委員会 開催経過

計画策定にあたり、学識経験者や町民代表、役場職員で構成する策定委員会を組織し、のべ10回にわたる議論を経て、計画原案としてとりまとめました。

	開催日	議題等
第1回	令和6年1月18日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>立地適正化計画の概要について</li> <li>策定スケジュールと今年度の作業について</li> </ul>
第2回	令和6年3月29日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度作業の進捗について</li> <li>課題の整理について</li> </ul>
第3回	令和6年5月21日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2回の議論を踏まえた、課題の深掘りについて</li> <li>立地適正化計画の方向性について</li> </ul>
第4回	令和6年10月15日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>倶知安町独自の課題解決の対応方策(=誘導施策)について</li> <li>立地適正化計画の誘導区域について</li> <li>防災指針について</li> </ul>
第5回	令和7年1月30日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>誘導区域(修正案)について</li> <li>防災指針について</li> </ul>
第6回	令和7年3月24日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>課題・方向性・次回以降の検討内容について</li> </ul>
第7回	令和7年6月27日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>立地適正化計画の誘導施策について</li> </ul>
第8回	令和7年8月27日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>倶知安町立地適正化計画 素案骨子について</li> <li>目標値の設定と計画の評価について</li> </ul>
第9回	令和8年1月27日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画書素案について</li> </ul>
第10回	令和8年3月19日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画案について</li> </ul>

## (2) 策定委員名簿

分野	氏名	所属	備考
学識	森 傑	北海道大学 大学院工学研究院 建築都市空間デザイン部門 教授	委員長
商業	古谷 晴宗	倶知安青年会議所	令和7年度
	打越 由香	倶知安青年会議所	令和7年度
	大島 誠一	倶知安青年会議所	令和5～6年度
	川端 慶	倶知安青年会議所	令和5～6年度
商店	山田 和哉	倶知安商店連合会	副委員長
町民代表	荒川 祥子	倶知安町町内会連合会	
福祉	森 敏弘	倶知安町社会福祉協議会	
交通	植田 英雄	倶知安町総合政策課	令和6～7年度
	大塚 裕之	倶知安町総合政策課	令和5年度
防災	新保 好人	倶知安町総務課危機管理室	令和6～7年度
	山本 真悟	倶知安町総務課危機管理室	令和5年度
関係行政	渡辺 崇志	北海道後志総合振興局地域政策課地域 振興係 兼 新幹線推進室	令和7年度
	加藤 邦彦	北海道後志総合振興局地域政策課地域 振興係 兼 新幹線推進室	令和6年度
	高橋 優	北海道後志総合振興局地域政策課地域 振興係	令和5年度

## 資料2 用語解説

### [あ行]

#### ◆空き家バンク (P86)

空き家の売却や賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を登録し、移住・定住等を目的とした空き家の利用を希望する者に対し紹介する制度のこと。

#### ◆アクセス (P2 など)

「近づく」を意味する言葉で、交通では目的地に到達するための手段を指す。

#### ◆インフラ (P2 など)

インフラストラクチャーの略で、道路や下水道など公共の福祉のため整備・提供される施設の総称。

### [か行]

#### ◆開発行為 (P94)

主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う、土地の区画形質の変更のこと。都市計画法では、良好かつ安全な市街地の形成と無秩序な市街化の防止を目的として、一定規模（非線引き都市計画区域内、準都市計画区域内では 3,000 m<sup>2</sup>）以上の開発行為について、許可申請を義務づけている。

#### ◆帰宅困難者 (P118)

大規模地震など自然災害の発生により、鉄道、バスなどの公共交通機関の広範囲な運行停止や道路の通行不能の際に、帰宅することが困難となった者。

#### ◆旧耐震（基準）(P22 など)

昭和 56（1981）年に建築基準法が改正される前の基準で、震度 5 強程度の揺れでも建物が倒壊せず、破損したとしても補修することで生活が可能な構造基準として設定されている。それに対して、改正後の新耐震基準は、震度 6 強～7 程度の揺れでも倒壊しないような構造基準として設定されている。

#### ◆緊急輸送道路 (P119 など)

災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線。

#### ◆景観計画 (P44 など)

景観法に基づき、景観行政団体が定めることができる良好な景観の形成に関する計画。計画の区域、良好な景観形成に関する方針、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項、届出等について定める。

#### ◆ゲートウェイ (P91)

都市における玄関口、入口、アクセス拠点のこと。

#### ◆交通結節（点・機能）(p54 など)

複数の交通手段間の乗り換えを行うことができる場所。鉄道駅やバスターミナルなどが該当する。

### [さ行]

#### ◆災害リスク (P97 など)

ハザードによって自然災害による被害が生

じる可能性と程度を指す。リスクの評価にはハザードの内容のほか、「発生確率」、「被害が想定される地域の土地利用、人口動態、施設等分布」、「避難所・避難路の分布や土地建物の対策状況」などが勘案される。

#### ◆自主防災組織 (P119)

地域の住民が連携し、自主的に防災活動を行う組織のこと。

#### ◆社人研 (P79)

国立社会保障・人口問題研究所の略称で、厚生労働省に所属する国立の研究機関のこと。人口や世帯の動向を捉えるとともに、国内外の社会保障政策や制度についての研究を行っている。

#### ◆住宅ストック (P88 など)

ある時点において既に存在する住宅のこと。

#### ◆準都市計画区域 (P5、30)

都市計画区域外に拡大している都市的土地利用に対応し、用途の無秩序な混在や良好な環境の損失を防ぐために必要な都市計画を定める範囲のこと。当町では、ひらふスキー場周辺地域に指定されている。(北海道が指定)

#### ◆浸水想定区域 (P34 など)

想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。

#### ◆垂直避難 (P116)

洪水浸水など切迫した状況において、屋内の2階以上に避難すること。

### [た行]

#### ◆多文化共生 (P60 など)

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文

化的違いを認めあい、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくこと。

#### ◆地価公示 (P30)

地価公示法に基づき、国土交通省の土地鑑定委員会が、適正な地価の形成に寄与することを目的に、毎年1月1日時点における標準地の正常な価格を3月に公示するもの。

#### ◆D I D (人口集中地区) (P14)

原則として、人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接しており、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域。

#### ◆低未利用地 (P8 など)

空き地など未利用の土地や、駐車場、資材置き場、利用できない建物(廃屋等)のある土地など低利用の土地の総称。

#### ◆デマンド交通 (P89)

決まった路線を運行するのではなく、利用者の予約に応じて希望時間帯、乗降場所などに応える予約運行型の公共交通サービスのこと。

#### ◆都市計画 (P3 など)

都市の地域において土地利用、都市施設の整備、市街地の再開発や新市街地の建設に関する計画を総合的に定め実施することにより、都市機能を高め、自然環境と調和した住みよい都市環境を形成することを目指すこと。都市計画法に基づき推進される。

#### ◆都市計画運用指針 (P62 など)

都市計画法に基づき、都市計画制度の望ましい運用の仕方や、どのような考え方の下でなされることを想定しているか、等について

原則的な考え方を指針として示したもの。

◆都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(P3 など)

都市計画法第6条の2に基づき、都市計画区域毎に都道府県が定める都市計画の総合的な方針で、「区域マスタープラン」とも呼ばれる。都市計画相互間のきめ細かい調整を図り、都市計画の総合性及び一体性を確保するための、都市計画区域における基本的な方針として、「都市計画の目標」、「市街化区域と市街化調整区域との区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針」、「土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」などを定めるよう努めることとされており、都市計画区域について定められる都市計画は、この方針に即したものとすることとされている。

◆都市再生整備計画事業 (P84)

平成16年度に創設され、平成22年度から社会資本整備総合交付金に基幹事業として統合された国土交通省所管の制度で、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする。市町村が都市再生整備計画を作成し、計画に基づき実施される事業に対し、国が交付金を交付する。(交付率は、おおむね40%)

◆都市再生特別措置法 (P2 など)

近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保することを目的に、平成14年6月1日に制定された法律。「民間の活力を中心とした都市再生」、「官民の公共・公益施設整備等による全国

都市再生」、「土地利用誘導等によるコンパクトシティの推進」が柱となっている。

◆都市のスポンジ化 (P55)

都市の規模は変わらずに人口が減少した結果、市街地内に空き地や空き家がランダムに発生し、たくさんの小さな穴があくスポンジのように都市の密度が下がっていくこと。

◆土砂災害(特別)警戒区域 (P71 など)

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。

【は行】

◆パーク&バスライド (P91)

郊外や都心周辺部のバスターミナルやバス停周辺などに駐車場を整備し、マイカーからバスへの乗継を図るシステム。都心部への交通手段としてバスが選択利用されることで都心部の交通混雑緩和、自動車事故防止、駐車需要の抑制などに役立つ。

◆パーク&ライド (P91)

市街地への自動車の流入を抑制するための対策で、市街地周辺部に駐車し、市街地では鉄道等公共交通機関を利用するシステム。

◆ハザード情報 (P98 など)

洪水や地震など自然災害が発生した際に想定される危険な場所や発生確率に関する情報。

◆ハザードマップ (P118 など)

自然災害が予測される区域や避難場所、避難経路など住民が自主的に避難するために必要な防災情報をわかりやすく地図上に表示したもの。

## ◆避難行動要支援者（P118）

要配慮者のうち、災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その迅速かつ円滑な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

## ◆福祉避難所（P118）

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人の避難場所。

## ◆防災マスター（P119）

地域の防災活動を活発化するため、消防や市町村等で防災業務を経験してきた方などに地域の防災活動の中心になって活動していただけるよう、研修会の受講者を北海道が「北海道地域防災マスター」として認定する制度。

## [ま行]

## ◆無電柱化（P90）

電柱が支えている電気や通信の電線類を道路の地下に配線・整備して地上に今ある電柱を無くすこと。

## [や行]

## ◆ユニバーサルデザイン（P91）

設計段階からすべての人々が共通して利用できるものや環境を構想すること。健常者も含め、障がい、年齢、性別を問わずすべての人が便利で快適に暮らせることを目指すこと。

## ◆用途地域（P8 など）

都市としての計画的な土地利用の観点から、建物の用途の混在を防ぐことを目的として都市計画法で定められた地域地区の一つ。住居

系、商業系、工業系に大別される13地域が設定されている。用途地域を決定すると、建築を行うときに、定められた建築物の用途制限内で建築しなければならない。

## [ら行]

## ◆ロータリー（P91）

「ロータリー交差点」と呼ばれ、交差点の中央に円形の島（中央島）を設け、車両がこの島の周りを一方向に周回して進行する交差点を指す。信号機がなくても交通がスムーズになる一方で、進入・退出のルールが難しいこと、歩行者・自転車と車両との交錯が懸念される。





